

番号	内容	関係条項
54	開発審査会について	法第 78 条

「開発審査会」とは、都市計画法に基づく開発許可制度において、次の事項を行うために、都道府県等が設置する附属機関です。

- 都市計画法第50条第 1 項前段に規定する審査請求に対する裁決を行う。
- 市街化調整区域に係る開発行為のうち、都市計画法第34条第14号の規定により開発許可をしようとする場合、及び都市計画法施行令第36条第 1 項第 3 号ホの規定により「建築許可」をしようとする場合における、あらかじめ当該事案について議決する。

福岡県では、原則として毎月 1 回、第 3 金曜日に開発審査会を開催します。

開発審査会の委員は、法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に関しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事が任命します。

<開発審査会に付議する事案の審査について>

開発審査会に付議を予定している事案については、原則として付議を予定している開発審査会開催月の前月初旬に実施する開発・盛土指導課内の検討会議を経た上で、審査を進めます。

通常の事案より審査に時間を要するため、開発審査会への付議が必要な事案については、早いうち担当者へ連絡するなど、余裕をもって準備を進めてください。